



# 合併協議会 だより

第7号

2003.8

発行

編集・発行 / 伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局

〒781 - 2401 吾川郡吾北村上八川甲2010番地 TEL088 - 850 - 5223 FAX088 - 850 - 5224

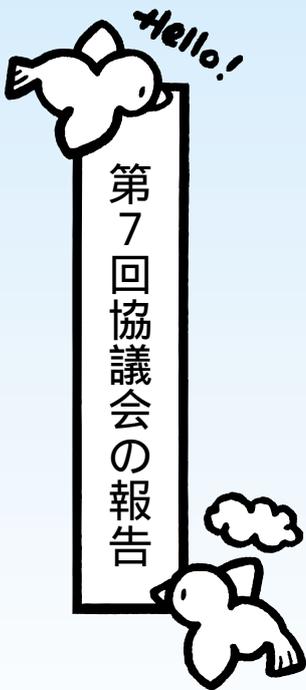
Eメール igh-gappei@vill.gohoku.kochi.jp ホームページ <http://www.c2mp.com/igh/>



## もくじ

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第7回協議会の報告.....     | 1  |
| 報告事項.....          | 1  |
| 協議事項.....          | 2  |
| 7月～8月の伊野・吾北・本川 ... | 6  |
| 掲示板.....           | 9  |
| ご意見箱コーナー.....      | 11 |
| お知らせ.....          | 12 |
| 合併協定項目協議日程表.....   | 13 |





7月25日、すこやかセンター伊野大会議室において委員3名欠席のもと第7回協議会を開催しました。

塩田会長の「3町村には温度差があり、それだけ高低差があること、『新・氷室の道 氷献上隊』のイベントが開催されたことなど報告し、忌憚のないご意見をいただき和気藹々の中で終了したい」とのあいさつの後協議に移りました。



## 報告事項

### 報告第13号 電算システム統合事前調査業務の委託事業者について

今回の調査は、合併することによって住民サービスの低下を招かないように、現在、3町村で運用されている電算システムの現況を調査、分析して、新町の電算システムを整備するために行うものです。



Q どんな調査を委託するがでえ？

A 調査内容は、

新町システム統合にかかる調査

(現在使用している電算システムの現状分析、システム統合化にかかる各種課題の洗い出しなど)

新町における本所、総合支所間のデータ通信、ネットワーク環境にかかる調査

新町の電算システムの基本仕様書の作成などとなっています。

委託業者：(株)高知電子計算センター

委託金額：399万円(税込)



協議第27号 公の施設(在宅介護支援センター)の取扱いについて

当初の事務局調整案に委員の皆さんからたくさんのご意見をいただき、  
 基幹型支援センターは、現在の伊野町の基幹型支援センターを新町の基幹型支援センターとする。  
 地域型支援センターは、合併後検討を加え調整する。  
 各種事業は現行のとおり新町に引き継ぎ実施する。  
 と調整方針を再提出し、全会一致で同意されました。



よさくさん

Q どんな意見があった  
 がでえ？

A 介護保険制度の歴史が浅いので、在宅介護支援センターの役割としては、周知、徹底を図っていくことが必要！  
 合併を機会に、現在の支援センターの担当区域を見直し、住民に格差のない行き届いたサービスができるよう検討すべき！  
 調整案の表現は、誤解を招くような文言は適当でない！  
 などなど、たくさんのご意見をいただきました。  
 そこで、委員の皆さんのご意見を踏まえ調整方針を先のとおり提出しなおし同意をいただきました。



いくよさん

Q ほんならよ～、在宅介護支援センターちいっ  
 たい何するところながあ？

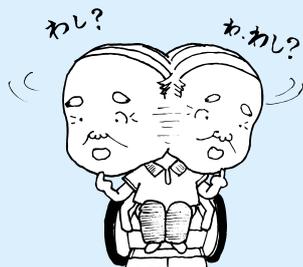
A 在宅介護支援センターとは、おおむね65歳以上の人とその家族を対象とした保健・医療・福祉にまたがる在宅福祉サービスを提供する機関などの相談窓口です。  
 実際にご家庭を訪問して入浴の介助をしたり、食事や掃除など身の回りのお世話をするサービス事業所ではなく、利用者の方に合ったサービスの紹介や連絡調整を行うところです。



もま子さん

Q ふ～ん！ほいたら、  
 「うちのおじいちゃん、最近足が弱ってきたがやけど、どうしたらえいろう...？」らあていうときは、在宅介護支援センターへ相談したらえいがやねえ？

A 今までどおりご相談ください！内容によっては介護保険のサービス（ホームヘルパー派遣、デイサービス、訪問看護など）や保健医療機関などその人に必要なところに連絡調整してくれます。  
 地域に暮らす高齢者がいつまでも安心して生活していけるよう支援する機関です。



## 協議第28号 人権対策関係事業の取扱いについて

人権相談は、事前に調整のうえ、合併時に人権擁護委員（11人）と連携を取り、新町においても継続して実施する。

啓発事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

男女共同参画については、事前に調整のうえ、新町に引き継ぐ。

という調整の方針が全会一致で同意されました。

## 協議第29号 商工観光関係事業の取扱いについて

それぞれの項目について、次のとおり調整の方針が全会一致で同意されました。

### 1. 商業工業振興について

商工団体等への助成については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後同一又は類似する団体は統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。

企業誘致については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後必要に応じて検討する。

この制度は、現在吾北村にある新規起業家に対する補助金制度で、平成16年度までの時限立法となっています。このため、吾北地区に限定して摘要することとし、新たに企業の進出等が発生したときに検討するという事です。



### 2. 観光振興について

関係団体への助成については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後同一又は類似する団体は統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。

観光イベント事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに検討・調整（財政面、スケジュール等）する。

これは、新町になってイベントが重なったりしないよう調整するとともに、その内容に対する補助金の交付制度の統一化を図ろうとするものです。



### 3. その他の事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ調整を図る。

こないだ伊野の川原で「いの一番福俵レース」をしまったねえ！



まちこさん

そうそう伊野町民祭じゃあ!?300キロばあの大きな俵を何人が組になっちゃって引っ張ったタイムを競うがよ。見に行っちゃったけど、なかなか盛りあがっちゃたでえ。



いくよさん

そりゃあそうと、こんなお祭りは、今3町村でそれぞれにやりよらあねえ。こないだの「紙のこいのぼり」（伊野町）もそうやし、「ほのほの王国もみじまつり」（吾北村）、「四国のてっぺん酸欠マラソン大会」（本川村）らあもそれぞれの地域性を活かしたイベントでねえ。



によぞうさん

新町になっても、一体感を持ちながら地域性を残したイベントがあったらえいねえ。



ひむろくん

それぞれの項目について、次のとおり調整の方針が全会一致で同意されました。

1. 結婚祝金については、吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐが、段階的に減額し、平成21年度に廃止する。

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 平成18年度 | 吾北地区：15万円<br>本川地区：10万円 |
| 平成19年度 | 吾北・本川地区：10万円           |
| 平成20年度 | 吾北・本川地区：5万円            |

2. 出産祝金については、伊野・吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度から伊野町の例により統一する。



3. 百歳祝金については、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐが、段階的に減額し、平成21年度に廃止する。

|        |      |
|--------|------|
| 平成17年度 | 40万円 |
| 平成18年度 | 30万円 |
| 平成19年度 | 20万円 |
| 平成20年度 | 10万円 |

4. 農業者育成事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。



**現** 状では、吾北村で一組につき20万円、本川村で一組10万円の結婚祝金が支給されています。



**現** 状では、伊野町...新生児1名につき1万円、吾北村...第1子5万円、第2子8万円、第3子以降10万円、本川村...1名につき10万円、双子20万円となっています。

**現** 状では、本川村のみで実施されており、村の住民基本台帳に記載されている期間が連続して20年以上の方(100才)に対して50万円支給されています。



**現** 状では、吾北村のみで実施されている事業で、農業担い手の育成、確保等、地域農業の振興を図ることを目的として新規に就農した者に新規就農育成支援助成金を交付する制度です。



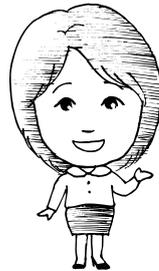
あさひ  
あさひ

## 5. 林業者育成事業について

補助事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。



奨励金事業については、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。



研修事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。



## 6. その他の事業について

住宅対策及び宅地分譲については、合併時、吾北村の例により吾北・本川地区において実施し、平成21年度までに見直す。  
就職奨励金とU・Iターン転校準備金については、合併時に廃止する。

**現**

状では、吾北村のみで実施されている事業で、吾北村の豊かな森林資源をより有効に活用し、林業生産活動の活性化と振興を図るため、若い優秀な人材を確保し人口定着に資することを目的として、新規に林業に就労した者に助成金を交付する制度です。

**現**

状では、本川村のみで実施されている事業で、本川村に住所を有する35歳未満の者で民間林業に従事し、林業(伐採・搬出・育林業務に従事する者)を主たる生業とする者に、3年間に限り林業後継者奨励金を支給する制度です。

**現**

状では、吾北村のみで実施されている事業で、地域林業の担い手育成と林業の活性化を図るため高知中央森林組合(以下「森林組合」という。)が森林組合の定める吾北村林業就業研修生受入要領に基づき、新規に林業労務に関する技術の修得を目的として行う吾北村林業就業者研修事業に要する経費に対し予算の範囲内において、補助金を交付する制度です。

**就**

職奨励金とU・Iターン転校準備金は、現状では、本川村のみで実施されている事業です。



**Q**

たま～るか、知らざったことがこじゃんとあらあよ！  
一口に定住促進いうても、どっさり制度があるがやねや～ ホ～

**A**

定住促進対策については、それぞれの事業において3町村間で格差が生じています。その調整については、これまでの各町村の施策としての取り組みを十分に考慮したうえで、現行の制度を運用していくか、新町として新たな施策を展開していくか、また、それには他の事業との関連や、過疎地域のみにも適用するなどの地域性も考慮し、総合的に検討したうえで、見直しを行っていかうとするものです。



# 7月～8月の伊野・吾北・本川

## 7月24日 伊野町子ども議会



伊野町議事堂において、平成15年第1回伊野町子ども議会が開催されました。

この子ども議会は、町の運営に斬新な発想を吹き込んでもらおうという意図から初めて試みられ、伊野町内小中学校10校の代表として、20名の児童・生徒の皆さんが子ども議会議員に選出されました。

当日は大変緊張していたであろうにもかかわらず、みんなとってもハキハキとすばらしい質問が展開されました。子ども議員たちの率直な質問に執行部は皆、たじたじ...終始緊張した面もちでした。



伊野町の将来像、学校の問題、地域の切実な問題、また環境の問題など子どもならではのすばらしい気づきや発想に感心させられたと同時に、新しい“いの町”を担う子どもたち一人一人の思いや願いを執行部も真摯に受け止められたことと思います。

新しい“いの町”の範囲で、3つの町村が仲良くなりたいたいから、子どもを通して交流を深めたい！

本川村・吾北村の人たちと仲良くなったり、知り合ったりできるように「鳴子おどり」や「氷室まつり」、「こいのぼり流し」などの行事をみんなで一緒にやりたいと思っている！

大人も子どももお互いに挨拶を交わすことができたら、もっと気持ちよく、明るい町に、そして人と人が仲良く過ごせる町になる！



合併した時の町の名前がひらがなの“いの町”になったのはなぜ？ 庁舎の予定地は？ 合併のメリット、デメリットは？



町長あたたか...



町長の仕事について、よかったこと、やりがい、大変なことは？ 伊野町をどのようにしていきたいか？ その中で発展に対して何が障害？ また出馬するか？

当日、議長の大役を果たされた、

- |     |     |        |    |               |    |
|-----|-----|--------|----|---------------|----|
| 第1部 | 19番 | 神谷中学校  | 3年 | たむらたくや 田村卓也   | 議長 |
| 第2部 | 17番 | 伊野南中学校 | 3年 | たむらゆうと 田村勇翔   | 議長 |
| 第3部 | 15番 | 伊野中学校  | 3年 | むらおかともはる 村岡知治 | 議長 |

の3議長と、塩田町長、畑山伊野町議会議長と、かたい握手が交わされました。

子ども議員の皆さん、お疲れさまでした。この貴重な体験をもとに皆さんの新しい“いの町”をすばらしい町にしていってほしいと思います。



## 7月19日～21日 新・氷室の道氷献上隊

7月13日に、氷室氷掘り出し隊のメンバー（公募）の皆さんの手によって掘り出された本川村・手箱山の氷室の氷。大八車にのせられて本川～吾北～伊野を經由しお城下まで運ばれ、21日無事お殿様（橋本知事）の手に渡りました。

20日には、元世界陸上選手権マラソン日本代表の松野明美さんも加わり吾北村清流太鼓を響かせながらR194を「土佐和紙工芸村」まで踏破しました。



松野明美さんもいっしょに！



伊野福の神音頭 福をあげましょ みなおいで～



本川神楽 神様をお迎えするためのお清めの舞～山王の舞～



暑さにうだるお城下に山の靈気を吹かせんものと、夜こめて早使にて送り奉る



吾北清流太鼓の音は腹に響きました

# 伊野・吾北・本川

8月2日

四国のとっぺん本川村  
DCRラリー2003

1分おきのスタートの合図で道の駅「木の香」を順次、飛び出したドライバーたち！爆音をとどろかせながら、みごとなハンドルさばきで四国のとっぺんを駆け抜けました。



「さあ、四国のとっぺん制覇をめざし、いざ出発!!」

8月3日

伊野町民祭仁淀川まつり

仁淀川堤防羽根公園では、いの一番福俵レース（20チーム参加）や、よさこい鳴子踊り（15チーム参加）が開催され大人から子どもまで真夏の祭典を楽しみました。

また、まつりのクライマックスでは約1000発の花火が打ち上げられ、夏の夜空をロマンチックに染めあげました。



くろしお君もいっしょによさこい踊り よっちょれ、よっちょれ



わっせ、わっせ優勝めざして



たくさんの観客の前でちょっぴり緊張

## 町名変更に伴う住所変更等の

協議会でも質問のありました合併による住所などの変更に伴う住所変更手続きについて、その主なものを順次お知らせします。

今回のお知らせは、各官公署等に調査を行い、これまでに回答があった内容を記載しています。住所変更を必要とするものはほとんどありませんが、なお、詳細についてはそれぞれの関係機関（窓口）にご確認ください。

## 不動産等登記（法務局）関係

不動産所有者（土地登記簿・建物登記簿等）の住所 抵当権等（土地登記簿・建物登記簿）の住所  
関係機関（窓口）/高知地方法務局伊野支局

合併によって皆さんの住所が変更になりますが、伊野町、吾北村及び本川村を「いの町」と読み替える規定がありますので（不動産登記法第59条）変更の手続きは必要ありません。ただし、登記簿の記載が旧の伊野町、吾北村及び本川村のままでは差し支えがある所有者の方は、住所の変更登記（登録免許税は非課税）を申請できます。また、抵当権、根抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧の伊野町、吾北村及び本川村で登記されている場合も同じです。

商号登記・法人登記の本店及び主たる事務所（以下「本店等という。」）の修正と代表者の住所

関係機関（窓口）/本店等、支店及び主たる事務所（以下「支店等」という。）の所在地を管轄する法務局の支局・出張所

1. 合併によって商業及び法人に係る本店等の所在地が変更になりますが、伊野町、吾北村及び本川村を「いの町」に読み替える規定がありますので（商業登記法第26条）変更登記の手続きは必要ありません。ただし、登記簿の記載が旧本店や旧の主たる事務所のままでは差し支えがある場合は、変更登記（登録免許税は非課税）を申請できます。また、支店の場合は、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を完了後支店等を管理する法務局に変更登記を申請することになります。
2. 役員の住所につきましても伊野町、吾北村及び本川村を「いの町」に読み替える規定がありますので変更の手続きは必要ありません。ただし、登記簿の記載が旧住所のままでは差し支えがある場合は、変更登記（登録免許税は非課税）を申請できます。

## 自動車登録・運転免許・許可証・道路交通関係

各種自動車の使用者・所有者の住所（自動車検査証）

関係機関（窓口）/軽自動車検査協会

住所変更の手続きは必要ありません。



## 手続きについて (その1)

関係機関 (窓口) / 四国運輸局高知運輸支局

1. 普通自動車及び小型二輪車等 (排気量250ccを越えるもの)  
伊野町、吾北村及び本川村を「いの町」とみなす規定がありますので、住所変更の手続きは必要ありません。  
(自動車登録令第24条)
2. 軽二輪車 (126cc ~ 250cc)  
住所変更の手続きは必要ありません。

### 自動車運転免許証

関係機関 (窓口) / 高知県伊野警察署

自動車運転免許証の本籍、住所は、更新時に変更の手続きがされますので、合併時の変更手続きは必要ありません。

### 自動車保管場所証明書 (車庫証明書)      自動車保管場所標章番号通知

関係機関 (窓口) / 高知県伊野警察署

すでに交付の証明書、通知書等の住所表記については、合併時に変更手続きは必要ありません。

また、車庫証明の適用区域は自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令・附則第2項「...その区域は平成12年6月1日における区域とする。」と定められており、平成12年6月1日における市町村の「区域」で判断されます。

したがって合併により「いの町」となる吾北村、本川村につきましては、法律により適用区域の改正がされるまでは、自動車の車庫証明は必要なく、車両購入及び転入に際しての車庫証明手続きは今までどおりです。

また伊野町、吾北村、本川村とも軽自動車については車庫証明書の不要な地域です。

### 銃刀法所持許可証など      風俗営業許可証など

関係機関 (窓口) / 高知県伊野警察署

すでに交付の許可証等の住所表記については、合併時に変更手続きは必要ありません。

許可証等の満期更新時に住所変更をすることになります。(手数料不要)

書き換えを希望される方は、最寄りの警察署にご相談ください。

### 通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証、制限外牽引許可証など

関係機関 (窓口) / 高知県伊野警察署

すでに交付の許可証等の住所表記については、合併後もその効力を有しますので、特に町名変更の手続きは必要ありません。

### 質屋許可証警備業法に基づく警備業務認定証及び、指導教育責任者資格者証等の住所の変更

関係機関 (窓口) / 高知県伊野警察署

住所変更の手続きは必要ありません。書換を希望される方は、最寄りの警察署にご相談ください。



# によぞうきとこのかゑんのご意見箱

コーナー

(文章中一部省略させていただいている場合もありますのでご了承願います。)



今回は、7月末までに寄せられたお声を紹介してくれちゅうよ。

昔から伝統のある町「伊野町」から、新町名「いの町」に変えてまで、合併するその必要性、メリットがあるのか、疑問に感じます。

特に伊野町の委員はしっかりして下さい!! (平成15年7月2日・伊野町)

議員定数等検討小委員会 殿  
合併はよし。しかし在任特例を適用するとは、財政貧困時の今、議員殿町民の為より自分の為の選択かな。

在任特例をした場合、すべての金額計算出来るかな。

住民が胸を張るより、議員さん胸を張ってよ。町民の為の議員になれ。

(平成15年7月11日・伊野町)

いの役場によい敷地、高知西バイパス、仁淀川橋に接結する町道西側から八天大橋まで、蘇鶴温泉前南西の山の麓を経て迂回する町道、菜種博会場付近の地価の十分の一ぐらいの敷地を購入して、いの町役場を中心に必要な施設をつくる事を計画を立てて、視察しやすい敷地をより広く購入して、多くの施設を作して下さいませ。将来性を見つめてご考慮下さいませ。(平成15年7月1日・住所不明)

“議員の任期について”

合併特例2年間延期はもつての他。絶対阻止したいもの。ここ不況下に於いて喘いでいる住民の事を一考して、報酬及び定数の削減は「利害」をすて、遂行すべきでなかるうか?せつかくの「新町」発足に向け、なんのための合併か熟慮してほしい。議員報酬、定員の削減を声を大にして提案出来る議員(後略) (平成15年7月28日・伊野町)

平成15年5月6日のご意見箱コーナーを見て、このような人がいる伊野町とは私は合併はしたくないと思います。私たちは私利私欲にとらわれて、合併特例任期を言っておるのではないからです。合併と同時に村長も議会議員もいなくなる。出ても一人ぐらいの本川村ではせめて2年間は村の将来を見極める必要があるからとっております。16年10月に仮に特例が通ったとしても報酬はいらぬし、私は受け取るつもりはありません。(キタナイ)とまで言われて議員を続けるつもりも毛頭ありません。私利私欲でいつまでも居座るつもりもありません。(後略)

(平成15年7月4日・本川村)

いの町に反対、伊野町でよい。(中略)「伊野」でなく「いの」では名前が安っぽすぎる。紙の町のイメージ消える。(平成15年7月11日・伊野町)

昨今の新聞報道などでは、町村での合併にはどこどう合併するかの枠組みが決まると、どうしてか次のことが大問題となるように思われてならない。

新町村の名称をどうするのか。新庁舎をどこに置くのか。新町村議会議員をどうするのか。

現在ではのみが残っているが、合併協議会だより第6号でも、伊野町区長会からの「要請書」等や、ご意見箱コーナーにも議会の在任特例は早くあきらめ、首長と議員は同時選挙これが住民の本当の声だろう。(後略) (平成15年7月30日・伊野町)

吾北村は幼稚から高校まで、お弁当なのですが、合併したら給食を始めて頂けないでしょうか。できれば吾北に給食センターなど作って頂ければ、仕事ができるので主婦にとってはうれしいことなのですが...!

また、子供達も皆で同じ物を食べることで、好ききらいが減ると思うのです。(自分の実体験からも言えると思います。)

(平成15年7月3日・吾北村)

日高村との合併を嫌ったのはなぜでしょうか?

また、これから先、日高村との合併の可能性はあるのでしょうか?

それといの町に日高村が入った場合のデメリットを教えてください。

(平成15年7月28日・伊野町)

お返事できるもんは、直接ご本人に回答してくれちゅうと!



( )内は、受付月日とご住所です。

# お知らせ

## 第9回協議会

日時  
平成15年9月26日(金)  
午後2時～  
場所  
本川村プラチナ交流  
センター大ホール

## 第10回協議会

日時  
平成15年10月24日(金)  
午後2時～  
場所  
すこやかセンター  
伊野大会議室

協議会・各小委員会の協議資料及び会議録は閲覧できます！

今までに開催された合併協議会や小委員会の協議資料及び会議録などは、事務局でとりまとめができ次第、閲覧ができます。  
ご希望の方は、協議会事務局(☎850-5223)、または3町村役場の総務課(合併担当課)(伊野町☎893-1113・吾北村☎867-2300・本川村☎869-2112)までお気軽にお問い合わせください。



みらいくん



あらたくん



ゆめみちゃん

毎月第4金曜日に協議会を開催していく予定ですが、都合により変更する場合がありますので、ご了承願います。

合併協議会は、住民の皆さまがたに開かれた会議をめざしています。お気軽に傍聴にお越しください。(できるだけ、会議開始時刻までに会場にご入場くださいますようお願いいたします。)



ホームページ  
(<http://www.c2mp.com/igh/>)  
でも閲覧できるように  
なっちゅうと！

## によぞうさんとこのかちゃんの ご意見箱 コーナー

ご質問くださったご本人に了解を得られたものや、3町村ともに共通したご質問などにつきましては、出来るだけたくさんご紹介していこうと考えております。皆さんの皆さまのはがきをお待ちしています。よろしくお祈りします。



このかちゃん



によぞうさん

キリトリ線



かまうもんか！みんなあの声を聴きたいがじゃと。どんどん出そうぜよ！



(下)

おとこ  
おなまえ

# 合併協定項目協議日程表

## 基本的協定項目

| 協定項目     | 予定月 | 協定項目          | 予定月 |
|----------|-----|---------------|-----|
| 1. 合併の方式 | 2月  | 4. 新町の事務所の位置  | 2月  |
| 2. 合併の期日 | 2月  | 5. 財産及び債務の取扱い | 3月  |
| 3. 新町の名称 | 5月  |               |     |

## 合併特例法に記載されている協定項目

| 協定項目               | 予定月 | 協定項目             | 予定月 |
|--------------------|-----|------------------|-----|
| 6. 地域審議会の取扱い       |     | 9. 一般職の職員の身分の取扱い | 3月  |
| 7. 議会議員の定数及び任期の取扱い |     | 10. 地方税の取扱い      | 3月  |
| 8. 農業委員の定数及び任期の取扱い | 3月  |                  |     |

## その他必要な協定項目

| 協定項目                | 予定月 | 協定項目                  | 予定月 |
|---------------------|-----|-----------------------|-----|
| 11. 特別職の身分の取扱い(その1) | 6月  | 17. 各種団体への補助金、交付金の取扱い |     |
| 11. 特別職の身分の取扱い(その2) | 8月  | 18. 町、字の区域及び名称の取扱い    | 6月  |
| 12. 条例・規則等の取扱い      |     | 19. 町村の慣行の取扱い         | 4月  |
| 13. 事務機構及び組織の取扱い    | 4月  | 20. 国民健康保険事業の取扱い      | 4月  |
| 14. 一部事務組合等の取扱い     |     | 21. 介護保険事業の取扱い        | 4月  |
| 15. 使用料、手数料等の取扱い    | 9月  | 22. 消防団の取扱い           | 4月  |
| 16. 公共的団体等の取扱い      |     |                       |     |

キリトリ線



料金受取人払  
上八川局  
承認  
2  
差出有効期間  
平成16年3月  
31日まで  
(切手不要)

伊野町・吾北村・本三村  
合併協議会事務局  
行

01011甲上八三村北吾野

7  
8  
1  
2  
4  
0  
1

郵便はがき

〒

ご質問くださったご本人に  
了解を得られたものや、3町  
村とも共通したご質問など  
につきましては、出来るだけ  
たくさんご紹介していこうと  
考えております。たくさんの  
皆さまのはが  
きをお待ちし  
ています。よ  
ろしく願い  
します。



切手を貼らずに  
郵便ポストに  
ご投函ください!!



| 協定項目                 | 予定月 | 協定項目              | 予定月 |
|----------------------|-----|-------------------|-----|
| 23. 各種事務事業の取扱い       |     | -2. 在宅介護支援センター    | 7月  |
| 電算システム事業の取扱い         | 3月  | -3. 特別養護老人ホーム     | 9月  |
| 広域行政事務組合の取扱い         |     | 人権対策関係事業の取扱い      | 7月  |
| 各種福祉制度の取扱い           | 8月  | 農林水産関係事業の取扱い      |     |
| 水道事業の取扱い             | 8月  | 商工観光関係事業の取扱い      | 7月  |
| 町村立学校等の通学区域の取扱い      | 6月  | 建設関係事業の取扱い        |     |
| 広聴広報関係事業の取扱い         | 6月  | 学校教育関係の取扱い        | 9月  |
| 納税関係の取扱い             |     | 社会教育関係の取扱い        | 9月  |
| 防災関係の取扱い             | 5月  | 社会福祉協議会の取扱い       |     |
| 保健衛生関係事業の取扱い         |     | 定住促進対策の取扱い        | 7月  |
| 公の施設の取扱い             |     | その他行政サービスにかかる各種制度 |     |
| -1. 本川村国民健康保険(直営)診療所 | 5月  |                   |     |

## 新町建設計画

| 協定項目          | 予定月 | 協定項目             | 予定月 |
|---------------|-----|------------------|-----|
| 1. 新町将来構想の確定  |     | 2. 新町建設計画の策定     |     |
| 将来構想・重点施策の検討  | 6月  | 重点施策の事業化(年次財政計画) |     |
| 地域住民のまちづくりの調査 | 5月  | 住民の意見反映          |     |

予定月の色区分  協議済み  継続  協議予定  未定

### 【あしがき】

事務局に通い始めて4つ目の季節が巡ってきました。伊野町出来地で仁淀川本流に別れを告げ、支流の上八川川沿いにR194を走ると、その景色は四季折々、日々表情を変え道行く者の気分を和ませてくれます。

海を父親に形容するなら、大地は母、緑の大きな懐に包み込まれ、ほっと心安らぐ気持ちになるのは私だけなのではないでしょうか……

新しい町のこんな場面をいつまでもいつまでも後世に引き継いでいけたらなあという思いがまたまた沸々とわき上がってきます。



そうそう、私もいろいろ思うことを書いたがよ！やっぱり小さい子どもがあるき、安心して子育てできる町やないとねえ...最近は犯罪も低年齢化しゆうし、町ぐるみで子育てができればいいでねえ！

こないだ「伊野町・吾北村・本川村の将来の姿等に関する意識調査の結果がまとまりました！」という協議会だよりの臨時号が届いちゃったねえ！みんな、ちゃんと意見を出しちゃうろうか？

まっことよのお！これからの新町の主役がのびのび育ってもらわにゃあいかんのお。けんど、最近は同窓会へ行きたんに、ポツリポツリ顔が見えんなりゆうがよ。寂しいことヨ.....やっぱり年寄りやら障害のあるもんにも優しい町じゃないといかんぜよ。

ぼくは、卒業してもやっぱりここに住みたいと思うがやけんども、友達は「働くところがないき都会へ行きたい。」言いゆうがやき。ぼくらあ、若いもんにとっても住みよい町やないといかんちゃ！

そういやあ、みんなあの意見を新しい町のまちづくりに反映させていく言いよったねえ！6月の協議会で新町将来構想の骨子が決まったというて、協議会だよりに載っちゃったけんど、おららあの意見が活かされちゃうろうか？



いくよさん



まちこさん



によぞうさん



ひむろくん



よさくさん



“豊かな自然と心に出会えるまち・いの”～緑のダムと清流を後世の子供たちに～が新町の将来像に掲げられていますよね。なんかこの3町村らしいですね！四国の高峰・石鎚山に連なる瓶ヶ森(本川村)から始まり陣ヶ森(吾北村)なんかの豊かな森林、清流として名高い仁淀川や吉野川、先人たちが築き上げた歴史と文化、それらをみんな誇りに思いゆうがですよ！

この前、合併協議会のホームページで「新町の公約」ゆうがを見よったら、やっぱりアンケートで意見の多かった“自然”“安心”“保健・福祉”“生活環境”らあを重視してくれちゃうがやないろうかと思ったがってえ。何というても新町の主役はこのからあやもんねえ！



このかちゃん



みつまたさん

